

# 建設工事に係る入札・契約制度の改善について

平成25年6月26日  
千葉県 県土整備部 建設・不動産課  
電話 043-223-3247  
技術管理課  
電話 043-223-3259

本県では、品質の確保に配慮しつつ、公正で透明性・競争性の高い入札・契約手続きを確立するため、入札・契約制度の改善に努めているところですが、このたび、ダンピング対策、競争性の確保、発注業務の効率化等の観点から制度の見直しを行い、次の4点について、平成25年7月1日から実施することとしました。

## 1. 建設工事等の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直し

本県では、建設工事等において、ダンピング競争を防止し、公共工事等の品質確保を図るため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を導入しています。

国は、建設工事等のダンピング受注の排除及び契約価格の適正化のため、低入札価格調査基準価格の算定式のうち一般管理費等に係る部分の見直しを行い、地方公共団体に対して改定を要請しています。

本県ではこれを踏まえ、見直しを行います。

※ 現在は、低入札価格調査制度は予定価格5,000万円以上の建設工事等に、最低制限価格制度は予定価格5,000万円未満の建設工事等にそれぞれ適用しています。

### (1) 見直しの内容

#### ア. 建設工事等の低入札価格調査基準価格について（技術管理課）

国の低入札価格調査基準価格の見直しを受けて改正された中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠して、低入札価格調査基準価格の算定式を変更します。

#### 変更内容

(現行)		(変更後)
次に掲げる額の合計額		次に掲げる額の合計額
・直接工事費の 95%の額	→	・直接工事費の 95%の額
・共通仮設費の 90%の額		・共通仮設費の 90%の額
・現場管理費の 80%の額		・現場管理費の 80%の額
・ <u>一般管理費等の 30%の額</u>		・ <u>一般管理費等の 55%の額</u>

## イ. 建設工事等の最低制限価格について（建設・不動産課）

低入札価格調査基準価格の算定式に準拠して、最低制限価格の算定式を変更します。

### 変更内容

アの低入札価格調査基準価格の算定式の変更内容と同様の変更を行います。

(用語説明)

#### 低入札価格調査制度

工事又は製造その他についての請負契約の入札において、あらかじめ設定した調査基準価格を下回る価格をもって入札した者があった場合、すぐに落札者を決定せず、当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査、決定する制度

#### 最低制限価格制度

工事又は製造その他についての請負契約の入札において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者であっても、最低制限価格を下回る場合には、これを落札者とせず、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度

## 2. 一般競争入札における資格要件に係る施工実績の評価期間の見直し

(建設・不動産課)

一般競争入札に参加するための資格要件として施工実績の要件を設ける場合については、原則として「過去10年間」としてはありますが、公共工事の発注量の減少に伴い、資格要件を満たす企業が年々減少していることを踏まえ、施工実績の評価期間を「過去15年間」とし、応募可能業者の拡大を図ります。

## 3. 一般競争入札の公告の掲示場所の見直し（建設・不動産課）

これまでは、公告の張り出しについては、本庁及び当該工事を所管する部の全出先機関において行っていましたが、インターネット（ちば電子調達システム）上での入札公告の閲覧等が十分に普及したことに伴い、原則として本庁及び当該工事を所管する出先機関において行うこととします。

## 4. 入札手続きに要する期間の短縮（建設・不動産課）

一般競争入札において、公告日の翌日を見積期間の起算日として取り扱うこととし、事務手続きに要する期間の短縮を図ります。

### ■手続き期間

総合評価方式（簡易型）：約8週間→約5週間（約3週間の短縮）

〃（特別簡易型）：約6週間→約4週間（約2週間の短縮）

※ 本取扱いは、本年4月1日から県土整備部で試行を行ってきましたが、これを拡大し、全庁で試行として実施します。